

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業改良資金貸付金に係る償還金及び未収金の収納事務の委託</li> <li>○ 公金取扱銀行の事務取扱区分の一部改正</li> <li>・ 指定公金事務取扱者の指定（3件）</li> </ul> <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地籍調査の成果の認証</li> <li>・ 大規模小売店舗の新設の届出</li> <li>・ 大規模小売店舗の廃止の届出</li> <li>・ 土地改良区の定款変更の認可（2件）</li> </ul> <p>◎ 人事委員会規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>農 業 経 営 課 会 計 課 教 育 環 境 整 備 課</p> <p>土 地 対 策 室 経 営 支 援 課 // 農 村 整 備 課</p> <p>人事委員会事務局</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 告 示

### 長崎県告示第276号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日  
令和7年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
  - (1) 長崎市興善町6番7号  
長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 中川 一範
  - (2) 島原市萩原二丁目5192番地1  
島原雲仙農業協同組合 代表理事組合長 苑田 康治
- 3 委託事務  
農業改良資金貸付金に係る償還金及び未収金の収納事務
- 4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 長崎県告示第277号

公金取扱銀行の事務取扱区分（昭和39年長崎県告示第172号）の一部を次のように改正し、令和7年5月19日から適用する。

令和7年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前																									
1 略		1 略																									
2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公 金取扱銀行の名称及び位置		2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公 金取扱銀行の名称及び位置																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行南串山出張所</td> <td>雲仙市<small>小浜町</small></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行千々石支店</td> <td>雲仙市<small>小浜町</small></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	十八親和銀行南串山出張所	雲仙市 <small>小浜町</small>	略	略	十八親和銀行千々石支店	雲仙市 <small>小浜町</small>	略	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行南串山出張所</td> <td>雲仙市南串山町</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行千々石支店</td> <td>雲仙市千々石町</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	十八親和銀行南串山出張所	雲仙市南串山町	略	略	十八親和銀行千々石支店	雲仙市千々石町	略	略
名称	位置																										
略	略																										
十八親和銀行南串山出張所	雲仙市 <small>小浜町</small>																										
略	略																										
十八親和銀行千々石支店	雲仙市 <small>小浜町</small>																										
略	略																										
名称	位置																										
略	略																										
十八親和銀行南串山出張所	雲仙市南串山町																										
略	略																										
十八親和銀行千々石支店	雲仙市千々石町																										
略	略																										
3及び4 略		3及び4 略																									

**長崎県告示第278号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託事務

長崎県立島原農業高等学校において生産された、4に掲げる生産物等の販売に係る収入金の収納事務

2 受託者の所在地及び名称

- (1) 長崎県島原市大手原町甲2141番地13  
株式会社島原青果市場
- (2) 長崎県島原市大手原町甲2130番地14  
島原青果卸販売株式会社
- (3) 長崎県島原市萩原2丁目5188番地  
はぎせん市場
- (4) 長崎県諫早市久山町2014番42  
長崎県養鶏農業協同組合
- (5) 長崎県島原市萩原2丁目5192番地1  
島原雲仙農業協同組合
- (6) 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲2021  
ながさき県酪農業協同組合

3 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日

令和7年4月1日

4 生産物等の種類

- (1) 野菜等
- (2) 野菜等
- (3) 野菜等
- (4) 鶏卵
- (5) 牛
- (6) 生乳、乳牛

5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**長崎県告示第279号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託事務  
長崎県立諫早農業高等学校において生産された、5に掲げる生産物等の販売に係る収入金の収納事務
- 2 受託者の所在地及び名称
  - (1) 長崎県諫早市栄町2-1  
株式会社ベース
  - (2) 長崎県長崎市田中町279-43  
長崎花き園芸農業協同組合
  - (3) 長崎県南島原市北有馬町戊2465-1  
農事組合法人ながさき南部生産組合 大地のめぐみ
  - (4) 長崎県諫早市栗面町174-1  
長崎県央農業協同組合
  - (5) 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲2021  
ながさき県酪農業協同組合
  - (6) 長崎県諫早市幸町76-29  
諫早大同青果株式会社
  - (7) 熊本県熊本市東区桜木6丁目3番54号  
熊本県畜産農業協同組合
- 3 指定公金事務取扱者の指定日
  - (1) 令和7年3月14日
  - (2) 令和7年3月21日
  - (3) 令和7年3月24日
  - (4) 令和7年3月25日
  - (5) 令和7年3月27日
  - (6) 令和7年3月28日
  - (7) 令和7年3月31日
- 4 委託年月日  
令和7年4月1日
- 5 生産物等の種類
  - (1) 野菜等
  - (2) 花き等
  - (3) 野菜等
  - (4) 畜産物等
  - (5) 生乳
  - (6) 野菜、果樹、花き等
  - (7) 畜産物
- 6 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**長崎県告示第280号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託事務  
長崎県立大村城南学校において生産された野菜、果樹、草花等の販売に係る収入金の収納事務
- 2 受託者の所在地及び名称
  - (1) 長崎県大村市原口町1050  
株式会社かとりストア
  - (2) 長崎県大村市杭出津1丁目840-3

県央大村青果株式会社

3 指定公金事務取扱者の指定日

- (1) 令和7年4月10日
- (2) 令和7年4月14日

4 委託年月日

- (1) 令和7年4月11日
- (2) 令和7年4月18日

5 委託期間

- (1) 令和7年4月11日から令和8年3月31日まで
- (2) 令和7年4月18日から令和8年3月31日まで

## 公 告

### 地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和7年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
対馬市	R5年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 檜根第3	令和7年4月28日
対馬市	R5年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 久和第4	令和7年4月28日

### 大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ラ・ムー大村店  
長崎県大村市古賀島町282番1 ほか
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司  
岡山県倉敷市西中新田297番地1
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
マミーズ株式会社 代表取締役 大賀 昭司  
福岡県柳川市筑紫町334番地16
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和8年4月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,579平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 95台

- イ 駐輪場の位置及び収容台数  
建物西側及び南側 44台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
建物西側 65平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内北側 20.61立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間営業
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物敷地西側 1箇所  
建物敷地南側 1箇所 合計2箇所
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 2 届出年月日  
令和7年4月22日
- 3 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間
  - (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市産業振興部商工振興課
- 4 その他  
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

#### 大規模小売店舗の廃止の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

令和7年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン佐世保ショッピングセンター  
長崎県佐世保市島瀬町10番9号
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所  
ランドアーク株式会社  
長崎県佐世保市塩浜町8番50号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
13,363平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
令和4年2月28日
- 6 変更する理由  
小売店舗の閉店のため
- 7 届出年月日  
令和7年4月4日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和7年3月26日総会議決）を認可した。

令和7年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 八斗木土地改良区  
認可年月日 令和7年4月30日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和7年3月13日総会議決）を認可した。

令和7年5月13日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 宮田土地改良区  
認可年月日 令和7年4月30日

人事委員会規則

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月13日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第15号

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表（第2条、第4条関係）				別表（第2条、第4条関係）			
委託団体	組織	職員		委託団体	組織	職員	
略				略			
有明海自動車航送船組合	執行機関	部長 課長 参事	主席船長	有明海自動車航送船組合	執行機関	部長 課長 主席船長	総務課 課長補佐（人事・給与担当）
略				略			
県央県南広域環境組合	事務局	事務局長 事務局次長	課長	県央県南広域環境組合	事務局	事務局長 課長	
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 長崎県 長崎市尾上町三番一号  
電話代表（八九五）二二二一四一

印刷所 株式会社クイックプリン 長崎市榊島町八番十二号  
田宏リン 弥ト